

陳 情 文 書 表

(保健福祉局)

受 理 番 号	4 6 3 0	受理年月日	令和 8 年 7 月 6 日
件 名	障害年金の裁定等		
要 旨	令和 6 年 9 月 18 日、障害年金の裁定請求に関して、障害厚生年金 3 等級の裁定になったと通知を受けた。その際、診断書、病歴・就労状況申立書の記載について、詳細な記述に著しく欠け、かつ、誤りのある書類を、京都市紹介の社労士が作成した。その結果、障害厚生年金 2 等級該当であるにもかかわらず、3 等級の裁決になった。 また、京都市 区役所生活福祉課職員 3 名に対し、令和 6 年 10 月 16 日に委任状など障害年金に関わる書類の個人情報開示請求を行ったが、回答期限の 10 月 30 日に、回答期限を 11 月 29 日に延長すること、委任状を紛失したと通知があった。11 月 15 日通知では委任状以外の開示があった。審査請求後の令和 7 年 2 月 6 日、それまでの報告が覆り、委任状の写しが開示された。役所側は不当な不開示、対応違反を重ねている。 以上のように真っ当な対応が一切ないため、令和 6 年 11 月 27 日に障害年金に関わる審査請求を行う旨を伝えたところ、今度は職員、社労士に録音を阻害されたうえ、審査請求を阻止するために怒鳴られ、生活保護を打ち切る可能性があるという喝、脅迫を受けた。 どのような被害を受けたか、生活への支障が生じたかは以下のとおりである。 1 障害年金 3 等級の決定という誤った裁決により、生活保護費から障害加算が削除され、金銭的・精神的に多大な損害を受けた。日本国憲法第 29 条において、財産権の不可侵の保障により個人の財産を侵してはならないと規定されている。しかし、不当な障害年金の裁定により、1 か月 1 万 7,000 円の障害加算が削除され、持病への療養費が必要にもかかわらず、金銭苦・高ストレス状態にさいなまれたことにより支障を来し、心身共に苦しい生活を強いられた。 - さらに、障害年金の裁定により、障害加算削除前後の過払い分の徴収においても、問題があった。厚生労働省では過払いが発生した場合、1 か月 5,000 円程度の金銭の徴収を行う判断であったが、 区役所においては 1 か月 3 万円以上の金銭の徴収を行った。本来であれば分割すべきところを、当人に事前説明なく、正当な理由なく、過大すぎる徴収を行った。あまりに財政への影響が大きく、50 円の市指定ごみ袋を買うことさえ難しい経済状態に陥った。不当な障害加算の削除並びに 1 か月当たりの徴収基準額を大幅に上回った徴収を行われ、生活に支障を来すこととなり、明確に憲法違反である財産権の侵害をされた。 2 障害者総合支援法第 77 条違反があり、違法である。陳情者は生活保護を受給しており、京都市に障害年金申請の委任状を提出した。そして、京都市委託の社会保険労務士より、申請書類が作成、提出された。しかし、申請書類のための確認・連絡が本人に来ず、適切な詳細の聴き取りや支援が一切行われなかった。 - 陳情者は幼少期から衝動性が強く、忘れ物が多くあった。注意欠陥多動障害、双極性感情障害の傾向があること、騒音状況下での聴覚過敏、かつ、聴覚情報の処理に難があり、コミュニケーションにおいても難があり、特定の状況下においてパニック症状が出ることにより多大な困難が生じている。 - また、近年の潰瘍性大腸炎の発症に伴い、服薬量、トイレ回数が極端に増加するなど生活状況の変化による困難も生じている。しかし、これらは記述されず、著しく詳細が欠ける病歴・就労状況等申立書が作成されることとなった。 - 障害者の生活を支援する点において、本人への聴き取り、確認など適切な援助は一切なされていなかった。障害者総合支援法第 77 条違反であり、違法である。申請者本人の権利を不当に取り扱うものであり、違法手続において作成された病歴・就労状況申立書により、誤った裁決が出てしまった。 - このように京都市 区役所において、重大な憲法違反はもちろん、基本的人権、財産権の侵害と大小様々な違反行為が横行している。 - よって、以下のことを京都市議会の議員の方々から厚生労働省・京都市・京都府に対応を求めることを願う。 1 厚生労働省へ抗議、障害年金裁決、審査請求再審議の請求 2 京都市・京都府への抗議・再発防止徹底を請求、陳情者の障害加算裁決・再審査請求審議の請求 3 京都市の不当な裁決により侵害された陳情者の財産権の早期回復、遡及給付への請求 4 京都市当該職員への聴き取り、ほかにも侵害事件がある場合は重ねての懲戒免職ほか厳重な処罰の請求 5 京都市の人権侵害、財産権侵害の再発防止策の徹底を請求		
陳 情 者			
回付委員会	環 境 福 祉 委 員 会		